平成２１年（フ）第２８７７号
神奈川県鎌倉市御成町14番26号　鎌倉壱番館Ｂ201号
債務者　新開　正彦
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７５号
広島県福山市新涯町６丁目16―５レジデンス英101号、前住所広島県福山市水呑町3741番地４
債務者　前田由貴子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第３３１号
広島県福山市神村町1503番地338、旧住所広島県福山市神村町3710番地　シャングリラＭ102
債務者　山崎　美香
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１１３９号
東京都八王子市上柚木３丁目12番地５―401
債務者　張　基一郎
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１４６号
東京都東村山市萩山町１丁目14番地萩山町１丁目アパート１―205
債務者　佐野　芳子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１９６号
沖縄県うるま市字兼箇段1348番地２　わうけアパート202
債務者　知念　正志
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１９７号
沖縄県沖縄市胡屋４丁目７番６号　みゆえアパート201
債務者　山口　榮良
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２０３号
沖縄県うるま市字川崎15番地
債務者　内間　久雄
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１０２３号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地７―12―101
債務者　吉田千代枝
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２２０号
東京都日野市東平山３丁目22番地の７
債務者　山本登志子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第８２４号
千葉市中央区登戸１丁目11番18号
破産者　有限会社江波戸孔版社
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８２５号
千葉市中央区新宿１丁目16番２号　ハイム新宿501号、開始決定時の住所千葉市中央区都町1264番地の２　都町リハイムＡ棟607号
破産者　江波戸　暁
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６４４号
千葉市稲毛区天台１丁目20番11号
破産者　中山　早苗
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第５７号
和歌山県新宮市清水元２丁目１番21号
破産者　株式会社アシヤ商会
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２０年（フ）第５９号
三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿509番地
破産者　中瀬　信代
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第１３０４号
札幌市西区八軒10条東４丁目１番28号　コニエスビル１―４階、商業登記簿上の本店所在地札幌市北区新川４条10丁目６番14号
破産者　有限会社オー・アンド・シー・コーポレーション
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第８８８号
岩手県九戸郡野田村大字野田第36地割59番地
破産者　株式会社ワコー
1　決定年月日　平成21年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部